平成２２年（フ）第１０６号
岩手県北上市常盤台３丁目９番18号
破産者　有限会社ホスピエイブ
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第５１３号
埼玉県越谷市大間野町３丁目202番地６
破産者　有限会社神尾重量
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１９９２０号
神奈川県川崎市高津区末長89番地３
破産者　隼建設株式会社
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１８４号
東京都調布市深大寺南町３丁目17―１　深大寺レジデンスＦ1401
破産者　中西　　貢
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２９９０号
東京都足立区梅島３丁目５―９―205
破産者　朝川　千恵
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３２５号
東京都足立区島根３丁目７―１―601
破産者　佐藤　　眞
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３２６号
東京都足立区島根３丁目７―１―601
破産者　佐藤　康子
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５７６１号
神奈川県相模原市南区相模大野６丁目23―11―601
破産者　福峯　哲行
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第６５号
山形県新庄市中道町15番地の４　アッシュネクストＢ203、前住所山形県新庄市城南町７番31号
破産者　村上　　淳
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第１７６５号
さいたま市中央区上落合２丁目２番11―2406号
破産者　川﨑　晴男
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８５号
さいたま市西区大字指扇領別所382番地６　浅賀住宅201号、開始決定時の住所さいたま市見沼区大字丸ヶ崎868番地２
破産者　武藤　賢治
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３８号
埼玉県加須市柳生2781番地１
破産者　小泉　美香
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８４８号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷62番地157、前住所東京都足立区谷中４丁目６番６号
破産者　平木まさ子
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８４９号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷62番地157、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷378番地17　滝島ハイツＢ―201号
破産者　平木　正勝
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２１号
埼玉県川越市連雀町25番地１　中央コーポ101号室、前住所埼玉県坂戸市東坂戸１丁目11番501号
破産者　横溝　昭一
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４６号
埼玉県富士見市ふじみ野西３丁目13番地７　タートルクレインふじみ野Ⅱ105
破産者　上野亜希子
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８３１号
北九州市八幡西区永犬丸西町１丁目10番17号
破産者　下川　則子
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４６０号
鹿児島県鹿児島市原良６丁目10番８号
破産者　竹迫　幸子
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２３４１号
札幌市白石区南郷通15丁目北６番４号、破産開始決定時の住所札幌市中央区南９条西４丁目３番15―1203号
破産者　平野　正樹
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１７３号
北海道千歳市弥生１丁目２番30―124号
破産者　高橋　祐一
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部